

福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所  
発電所運営に係る報告（区分）における  
不正・データ改ざん等に関する調査結果について

平成20年3月28日

東京電力株式会社

## 目 次

- 1 調査目的
- 2 調査体制
- 3 調査範囲及びその方法等
  - 3.1 調査範囲
  - 3.2 調査対象期間
  - 3.3 調査方法
  - 3.4 不正・改ざん等の有無の判断
  - 3.5 不正・改ざん等の評価区分
- 4 調査結果
  - 4.1 調査対象の選定結果
  - 4.2 不正・改ざん等の有無について
  - 4.3 調査結果の評価
- 5 まとめ

## 1 調査目的

当社・福島第一原子力発電所1号機における復水器海水出口温度を測定したデータにおける改ざんについて、平成18年12月5日、福島県から当社に不正問題の再発防止に向けた取組みの再徹底、迅速かつ的確な情報提供を行うよう求める要請<sup>1</sup>を受けた。また、経済産業省原子力安全・保安院などから指示・要請を受けた。

当社は、これらの指示・要請を受け、一連のデータ改ざん問題を踏まえた「福島第一原子力発電所におけるデータ改ざん問題に係る調査・点検計画<sup>2</sup>」をとりまとめ、平成18年12月27日に福島県へ報告するとともに、同点検計画にもとづき、区分、区分の調査を順次実施し、現在、その結果にもとづき、組織運営の改善等、再発防止対策を策定し、実行しているところである。

本報告書は、同点検計画にもとづく発電所運営に係る報告(区分)について、不正・改ざん等の問題がないか点検を行い、とりまとめたものであり、今後の的確な発電所運営に資することを目的とする。

### 1 福島県からの要請

口頭要請(平成18年12月5日)

・不正問題の再発防止に向けた取組みの再徹底、迅速かつ的確な情報提供を行うこと。

### 2 福島第一原子力発電所におけるデータ改ざん問題に係る調査・点検計画

調査および点検の範囲については、発電所設備に係る広範囲の業務におよぶことから、対象を大きく3つの区分に分けて調査・点検を行い、状況については以下の通り、適宜公表することとした。

区分：温排水等漁業調査結果報告書、電気事業法および原子炉等規制法に基づく法定検査における計算機のデータ処理等[経済産業省からの報告徴収指示(12/5)の対象、平成19年1月31日に報告済み]

区分：電気事業法に基づく法定検査記録、原子炉等規制法に基づく記録・定期報告および安全協定に基づく定期報告等[原子力安全・保安院からの指示文書(11/30)の対象、平成19年3月30日に報告済み]

区分：発電所運営に係る報告[平成19年度中に報告予定]

## 2 調査体制

本調査に係る対応方針については、常設のリスク管理委員会(委員長:社長 勝俣恒久)の下に、「発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会(部会長:副社長 清水正孝、以下発電対策部会)」にて審議する。また、本調査は「原子力発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録適正化対策部会(主査:常務取締役 中村秋夫、以下「原子力検討会」)」の下で実施し、報告書のとりまとめを行った。

なお、調査状況、調査結果については、原子力品質・安全部長の下で、別途要領を定めて発電所品質・安全部にて確認を行った。(具体的な体制は添付資料1、2参照)

・本店・・・原子力検討会の下で調査を統括。

・発電所・・・技術系副所長を主査とし、技術総括部長がとりまとめを行う。

技術Gで調査を統括し、主管Gが調査を行う。

### 3 調査範囲及びその方法等

#### 3.1 調査範囲

総点検計画にもとづき、これまでの区分、区分の調査において電気事業法に基づく法定検査記録、原子炉等規制法に基づく記録・定期報告および安全協定に基づく定期報告等を抽出し、これらが適切に処理・記録されたものかについて確認した。また、関係者への聞き取り調査および技術資料の確認を行うことによって、同様の問題が埋もれていないか積極的な掘り起こしを行ってきた。

今回の報告対象である区分調査においては、発電所運営に係る報告として、原子炉等規制法、電気事業法、安全協定以外のあらゆる法令・条例（労働安全衛生法、消防法、高圧ガス保安法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等環境関連法令、建築基準法等）にもとづき社外へ提出している報告書等を調査対象とした。

#### 3.2 調査対象期間

本調査においては、至近(平成18年度)の状況について改ざん等が顕著化せず継続しているものはないか確認した。なお、法令・条例にもとづく提出頻度が定められているもので、提出頻度が1年を越す場合は、至近の報告時期まで遡り、確認を実施した。

なお、至近の報告等に不正・改ざん等が確認された場合は、調査対象期間を当該書類の全保存期限に遡って点検を行うとともに、既に策定された再発防止対策が十分か否かについて検討を行うこととした。

#### 3.3 調査方法

法令・条例にもとづき社外に提出している報告書等について、以下の方法により不正・改ざん等の問題がないかを確認した。(調査フローは、添付資料3参照)

- ・当社原子力発電所における報告書等全体から区分に該当する報告書等を抽出し、現状の設備状況等から、発電所における報告の要否を確認するとともに、報告実績を確認する。
- ・至近の報告書等とそのエビデンス(台帳等の元データ)との照合等を行い、報告が適切であるか否かを確認する。

また、品質保証部門は、各Gの調査過程および調査結果について客観的立場より確認する。

#### 3.4 不正・改ざん等の有無の判断

調査結果は、各発電所毎に発電所とりまとめ箇所が集約し、本店取りまとめ箇所に報告することとした。

なお、不適合が発見された場合は、適宜「NQ-11.不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」にもとづき処理を行うとともに、不正・改ざん等、現在策定した再発防止対策に影響を与えるような事象が確認された場合には、社内法務部門及び監査部門、弁護士等の意見を踏まえた上で判断することとした。

#### 3.5 不正・改ざん等の評価区分

不正・改ざん等と判断した事案については、以下の区分に分類して、評価することとした。

評価区分A：法令遵守に問題があり、かつ保安規定に抵触するもの

評価区分B：法令遵守に問題があるか、または保安規定に抵触するもの

評価区分C：法令遵守、保安規定への影響は軽微であるが、広範囲にわたって行われていたもの

評価区分D：法令遵守、保安規定への影響が軽微なもの

## 4 調査結果

### 4.1 調査対象の抽出結果

区分の調査対象として、原子炉等規制法、電気事業法、安全協定以外の法令・条例にもとづき社外に提出している報告書等を確認した結果、約380種類（2発電所合計約1000件）の提出書類を抽出し、これらについて、現状の設備状況等から発電所における報告の要否を確認するとともに、至近の報告書等とそのエビデンス（台帳等の元データ）との照合等を行い、報告が適切であるか否かを調査した。これに関連する法令・条例は、約60の法律、約20の条例であり、表4-1に示す。

表4-1 区分 関連法令・条例

対象	名称
法律	エネルギーの使用の合理化に関する法律、河川法、気象業務法、建築基準法、高圧ガス保安法、消防法、森林法、ダイオキシン類対策特別措置法、地球温暖化対策の推進に関する法律、電波法、道路交通法、道路法、土地区画整理法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、労働安全衛生法、医療法、化製場等に関する法律、火薬類取締法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、海岸法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、結核予防法、健康増進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、建築物における衛生的環境確保に関する法律、原子力災害対策特別措置法、原子力損害賠償補償契約に関する法律、原子力損害の賠償に関する法律、雇用保険法、公害健康被害の補償等に関する法律、公有水面埋立法、工業用水道事業法、工場立地法、港湾法、航空法、航路標識法、高齢者雇用の安定等に関する法律、国土利用計画法、国有財産法、障害者の雇用の促進等に関する法律、浄化槽法、職業能力開発促進法、食品衛生法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、水質汚濁防止法、水道法、測量法、大気汚染防止法、電源開発促進税法、不動産登記法、都市計画法、統計法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、文化財保護法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、社会保険労務士法、道路運送車両法、肥料取締法
条例	檜葉町公共物管理条例、人にやさしいまちづくり条例、福島県景観条例、福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例、福島県核燃料税条例、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例、福島県自然環境保全条例、福島県産業廃棄物税条例、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例、福島県生活環境の保全等に関する条例、福島県漁業調整規則、福島県大気汚染緊急時対策要綱、茨城県廃棄物処理要項、福島県公有財産規則

### 4.2 不正・改ざん等の有無について

調査結果は、表4-2の通りであり、不正・改ざん等と判断された事案は確認されなかった。なお、調査の過程で誤記と判断される不適合が確認されたものについては、「NQ-11.不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」にもとづき処理を行うとともに、当該報告書等の取扱いについて、関係当局の指導を受けながら対応を行った。

表4 - 2 不正・改ざん等の事案

種 類	評価 区分	福島第一	福島第二
評価区分別合計	A	0件	0件
	B	0件	0件
	C	0件	0件
	D	0件	0件
合 計		0件	0件
(参考) 確認された誤記等の不適合		2件	1件

#### 4.3 調査結果の評価

不正・改ざん等は確認されず、現在実施している再発防止対策を確実に実施していくこととする。

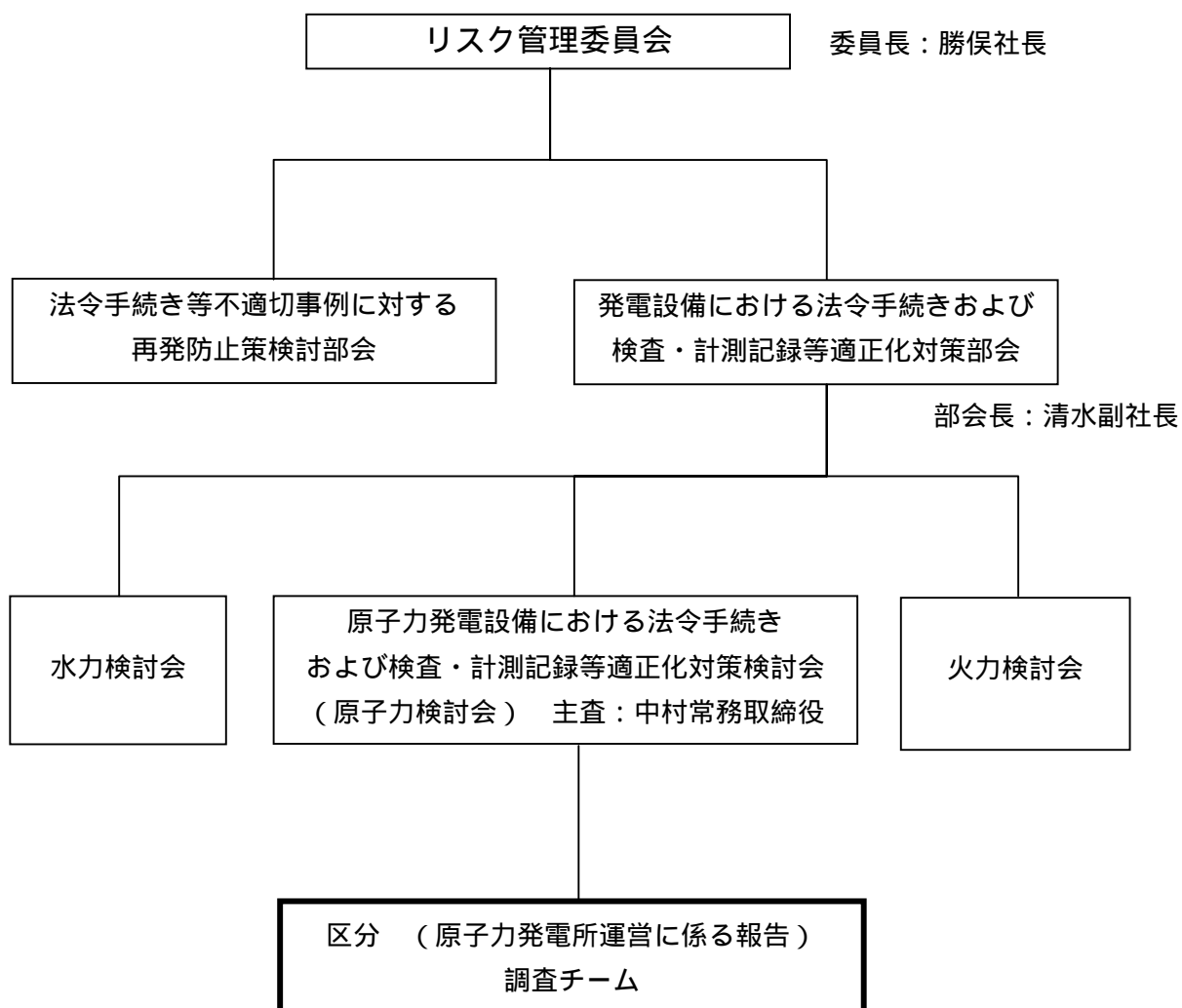
なお、今回確認された誤記に関しては、「NQ-11.不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」にもとづきそれぞれの状況に応じ再発防止対策を確実に検討・実施していく。

#### 5 まとめ

立地地域の皆さまやお客さまから信頼していただくことが事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、今後とも再発防止対策の確実な実施に取り組むとともに、立地地域の皆さまの声に真摯に耳を傾け、業務運営に反映していくことにより、信頼の回復に努めていく。

以 上

### 原子力発電所運営に係る報告等の調査体制図



## 原子力発電所運営に係る報告等の調査体制表

## 本店体制

主査	原子力運営管理部長
とりまとめ箇所	原子力運営管理部 運転管理 G M
本店内所管	原子力本体内 各 G M

## 原子力発電所体制

主査	技術系副所長（品質安全担当）
とりまとめ箇所	技術総括部長
調査箇所	・技術 G M（とりまとめ） ・各 G M

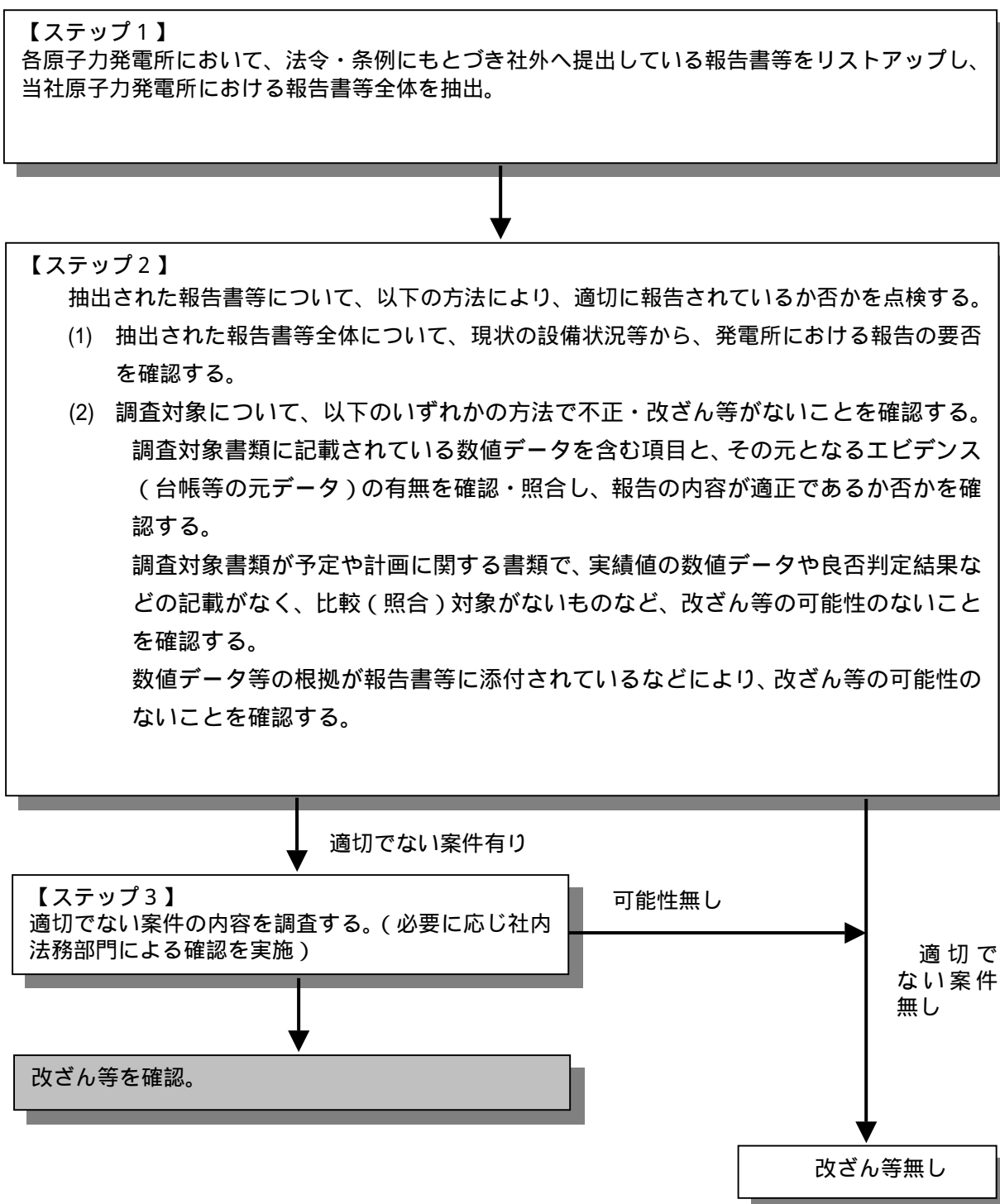
品質保証部門は別途要領を作成し、各 G の調整過程および調査結果について客観的立場より確認する。

## 品質保証部門確認体制





原子力発電所運営に係る報告等の調査フロー



## これまでの経緯

経済産業省原子力安全・保安院から当社に、平成 18 年 11 月 30 日に水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、平成 18 年 11 月 21 日に指示したもの（指示 1）以外のものについても、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか、点検を行うことを求める指示（指示 2）が発出された。

当社は、水力発電設備に関する調査については、「水力発電設備に係る調査について（平成 18・11・20 原院第 5 号 平成 18 年 11 月 21 日）」（指示 1）により、電気事業法に係る検査資料及び定期報告において、記載事項に係る改ざんの有無及び有の場合はその内容を調査するように指示を受け、平成 18 年 12 月 20 日に報告した。これに対して、平成 18 年 12 月 21 日付けで発出された「電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について（平成 18・12・20 原第 12 号）」により、改ざんの事実関係、根本的な原因究明及び再発防止対策を報告するよう求められ、平成 19 年 4 月 6 日（平成 19 年 1 月 24 日に報告した事案を再掲）に報告した。

また、「検査データの改ざんに係る報告徴収について（経済産業省 平成 18・12・05 原第 1 号 平成 18 年 12 月 5 日）」（指示 3）にもとづき、福島第一 1 号機における 1 事案（復水器出入口海水温度の改ざん）について平成 19 年 1 月 10 日に報告した。その後、同報告徴収にもとづき、原子力発電設備では 3 発電所 13 ユニット 7 事案を、火力発電設備では 2 発電所 3 ユニット 2 事案を、法定検査のデータ改ざんとして平成 19 年 1 月 31 日に報告した。これに対して、経済産業省から当社に対し、平成 19 年 2 月 1 日に追加の報告徴収「検査データの改ざんに係る追加の報告徴収について（経済産業省 平成 19・1・31 原第 21 号 平成 19 年 2 月 1 日）」（指示 4）が発出され、それにもとづき、原子力発電設備では 1 発電所 1 ユニット 1 事案を、火力発電設備では 13 発電所 4 ユニット 6 事案を、水力発電設備では 1 発電所 2 ダム 1 事案を追加的に報告するとともに、平成 19 年 1 月 31 日に報告した事案と合わせて、各々詳細な事実関係、原因の究明及び再発防止対策を検討し平成 19 年 4 月 6 日（平成 19 年 3 月 1 日に報告した事案（原子力発電設備においては、平成 19 年 1 月 10 日に報告した事案）を再掲）に報告した。さらに、再発防止対策については、平成 19 年 5 月 21 日に具体的な行動計画を報告した。

## 国から受領した指示文書

### < 指示 1 >

#### 「水力発電設備に係る調査について」

（経済産業省原子力安全・保安院 平成 18・11・20 原院第 5 号 平成 18 年 11 月 21 日）

1. 電気事業法に係る検査資料及び定期報告において記載事項に係る改ざんの有無及び有の場合にはその内容。
2. 電気事業法に係る必要な工事計画の届出（平成 12 年 7 月 1 日の改正法が施行されるより前のものについては、認可申請を含む。）を行わずに実施した工事の有無。
3. 上記 2. で有の場合は以下の事項
  - （1）当該工事の時期と内容
  - （2）当該電気工作物が技術基準に適合していることを示す書類
  - （3）届出（あるいは認可申請）をしなかった理由

### < 指示 2 >

「発電設備に係る点検について」

(経済産業省原子力安全・保安院 平成 18・11・30 原院第 1 号 平成 18 年 11 月 30 日)

水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、11 月 21 日に指示したもの以外のものについても、データ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題がないか、点検を行うこと。

< 指示 3 >

「検査データの改ざんに係る報告徴収について」

(経済産業省 平成 18・12・05 原第 1 号 平成 18 年 12 月 5 日)

1. 今般確認された福島第一原子力発電所第 1 号機におけるデータの改ざんについて、その事実関係、根本的な原因及び再発防止対策を平成 19 年 1 月 11 日までに報告すること。
2. 貴社の発電設備に関し、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく検査(使用前検査、定期検査、定期事業者検査、保安検査等の法定検査)に関するデータ処理における改ざんの有無(有の場合にあっては、その内容を含む。)について平成 19 年 1 月 31 日までに報告すること。

< 指示 4 >

「検査データの改ざんに係る追加の報告徴収について」

(経済産業省 平成 19・1・31 原第 21 号 平成 19 年 2 月 1 日)

原子力発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策並びに平成 14 年の総点検において確認できなかった原因の究明について平成 19 年 3 月 1 日までに報告すること。

原子力以外の発電設備については、今回新たに確認されたデータの改ざんに関して、各々の詳細な事実関係の調査、原因の究明及び再発防止対策について平成 19 年 3 月 1 日までに報告すること。

なお、法定検査に係るデータの改ざんが追加的に見出された場合は、同様にその事実関係、原因の究明及び再発防止対策を今回の指示の報告に含めること。

注：法定検査に係るデータの改ざんとは、検査要領書の作成、検査準備作業、検査で確認する指示計(記録計、計算機の出力値、表示灯、警報装置などを含む)などに対して意図的に不当な操作を加えたものと定義し、点検・調査を実施